

その1 市税などの納付について

○納期限までの納付にご協力ください！

市税などは納期限までに必ず納付してください。納期限までに納付されなかった場合、納期限翌日から納める日までの日数に応じ、延滞金がかかる場合があります。また、納期限から20日以内に督促状を発送します。

※令和7年4月1日以降に発送する督促状から督促手数料100円を廃止します。(令和7年3月31日以前に発送した督促状には手数料が掛かりますのでご注意ください。)

○便利な口座振替をご利用ください！

市税などをあらかじめ指定された口座から振り替えることで、納め忘れを防げる便利な納付方法です。市内の金融機関（銀行、農協、ゆうちょ銀行など）の窓口で口座振替する通帳と届出印を持参すると、簡単に手続きができます。(納税通知書がある場合は一緒にお持ちください。)

○二次元コード決済やクレジットカード決済で納付ができます！

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税の納付書に二次元コードを記載しています。これを利用してスマートフォンなどによる二次元コード決済や専用サイトでのクレジットカード決済が可能です。

利用可能なサービスなど詳細は右の専用サイト
または市ホームページをご覧ください。



変わります

○「口座振替不能通知（兼納付書）」の発送を廃止します！

預金残高不足で市税などの口座振替ができなかった場合に発送していた「口座振替不能通知（兼納付書）」を令和7年4月から廃止します。口座振替で納付している人は、納期限の前日までに預貯金口座の残高を確認してください。再振替は行いませんので注意してください。

口座振替ができなかった場合、納期限から20日以内に発送する督促状（兼納付書）で納付してください。督促状発送前に納付を希望される場合は、収納課に連絡するか、収納課、南・北出張所、各総合事務所窓口で直接納付してください。

なお、口座振替をやめたい場合は金融機関で口座振替解約の手続きを取るか、口座振替解約申請書(市ホームページにも掲載)を収納課へ提出してください。

OSMS（ショートメッセージサービス）により市税に関するお知らせを送信します！

市税などの納期限が過ぎても納付が確認できない人を対象に、納付に関する書類の送付や口座振替不能のお知らせを携帯電話やスマートフォンへメールにて送信します。(市が口座振替依頼書などで携帯電話番号を確認できた方を対象とします。また、口座振替依頼書などの届出の状況により、納税義務者の親族や関係者の方に送信する場合があります。)

※市では、SMSを利用してATMの操作をお願いしたり、口座を指定して振込みを求めることはありませんので、ご注意ください。

その2 国民健康保険の加入・脱退には届け出が必要です

届け出の際には、下記のほか届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちください。

こんなとき	必要な手続き	届け出に必要なもの
職場の健康保険を脱退したとき	加入の手続き	○健康保険資格喪失連絡票
社会保険など職場の健康保険に加入したとき	脱退の手続き	○職場から交付された「保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ」のうちいずれか、または健康保険資格取得連絡票 ○国民健康保険の「保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ」のうちいずれか
国民健康保険に加入している人が、転出・転入、転居するとき…住民登録の届け出のほか、国民健康保険の届け出が必要です。	住所変更の手続き	○進学のために転出する場合は、在学証明書や学生証の写し

令和7年度

市税などの納期限

年間の納期限をお知らせします

税目 納期限	市民税・県民税 森林環境税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料	国民年金 保険料	国税 (所得税)	県 税
4月30日㊦		1期 全期前納			* 随時期	1期	2年前納 1年前納 上期前納		
6月2日㊤			全期		* 随時期	2期	4月分		自動車税 (種別割) 定期
6月30日㊤	1期 全期前納					3期	5月分		
7月31日㊦		2期		1期 全期前納	1期	4期	6月分	予定納税 1期	
9月1日㊤	2期			2期	2期	5期	7月分		個人事業税 1期
9月30日㊤				3期	3期	6期	8月分		
10月31日㊤	3期			4期	4期	7期	9月分 下期前納		
12月1日㊤				5期	5期	8期	10月分	予定納税 2期	個人事業税 2期
1月5日㊤		3期		6期	6期	9期	11月分		
2月2日㊤	4期			7期	7期	10期	12月分		
3月2日㊤		4期		8期	8期	11期	1月分		
3月16日㊤								申告所得税	
3月31日㊤				9期	9期	12期	2月分		
4月30日㊦							3月分		

※後期高齢者医療保険料の随時期は、2月および3月に新規加入した人の支払月です。

問合せ

【市税など】上越市役所（☎025-526-5111（代表））

- 市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）について…税務課（☎025-520-5649）
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について…国保年金課（☎025-520-5714、☎025-520-5717）
- 介護保険料について…高齢者支援課（☎025-520-5706）
- 納税・納入の相談について…収納課（☎025-520-5654）

【国民年金保険料】上越年金事務所（☎025-524-4112）

【国税】高田税務署（☎025-523-4171（代表））

【県税】上越地域振興局県税部

- 自動車税（種別割）について…収税課（☎025-526-9311）
- 個人事業税について…課税課（☎025-526-9306）